

国務院の銀行カード決済機構参入管理を実施することに関する決定

銀行カード決済業務への外資の参入が可能に

トランザクションバンキング部

2015年4月22日、国務院は「銀行カード決済機構参入管理を実施することに関する決定」(国発〔2015〕22号、以下略称「22号決定」)を公布し、外商投資企業の銀行カード決済業務への参入が可能になりました。「22号決定」は2015年6月1日から施行されます。

1. 中国における銀行カード決済業務の状況

中国ではこれまで外資の銀行カード決済業務への参入を認めておらず、事実上、銀行カード決済は2002年に成立した中国銀聯株式会社(中国語名:中国银联股份有限公司)が独占している状態で、外資系カード会社は銀聯のシステムを利用して決済を行う必要がありました。

斯かる状況の中、2010年に米国が「中国は外国のカード会社を不当に排除している」として世界貿易機関(WTO)に調査を求め、2012年にWTOは中国が国内の決済サービス会社を優遇し、米企業を不当に取扱っているとの判断を下しています。これを受けて、2014年10月29日に国務院は、クレジットカード決済サービスを外資企業に開放すると発表、本「22号決定」の公布に至りました。

外資の参入が可能になったことで、銀聯による独占状態に終止符が打たれることになりそうです。

2. 「22号決定」の内容

(1) 銀行カード決済機構の設立要件

銀行カード決済業務は、決済という重要な業務を扱っていること、大量の個人情報扱うことから、資本金や出資者に対する条件に加えて、独立した決済インフラや災害対応システムを有する等、設立条件のハードルは相応に高く設定されています。一方、内資と外資は区別されていませんので、当局が金融開放を進め、公平な市場環境を構築しようとしていることが読み取れます。

また、外国投資者が銀行カード決済機構を買収することも可能と規定されています。

外商投資企業が外貨クロスボーダー取引のみを扱う場合は、中国内で機構を設立する必要はありませんが、業務状況を人民銀行と銀行業監督管理委員会へ報告することが必要です。

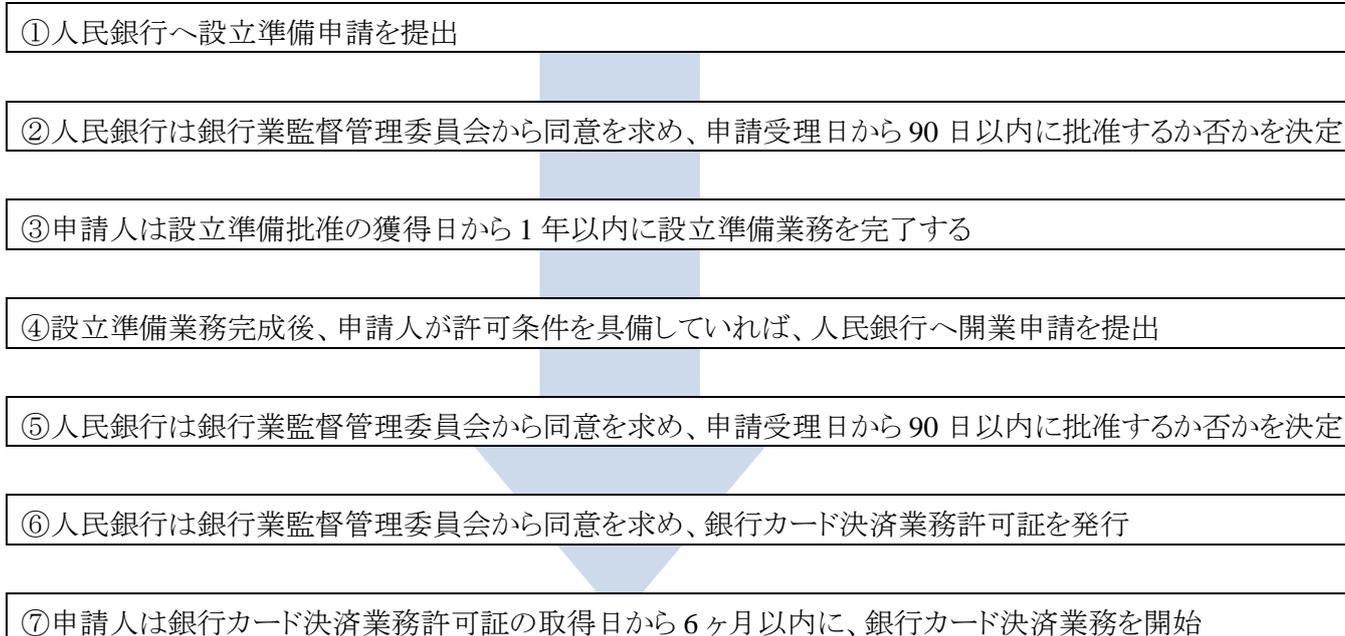
【図表 1: 銀行カード決済機構設立の条件】

- 1) 登録資本が10億人民元を下回らない。
- 2) 持株20%以上の単一主要出資者、あるいは合計持株25%以上の複数の主要出資者を有し、主要出資者の申請前1年の総資産が20億人民元あるいは純資産が5億人民元を下回らない、かつ申請提出前に銀行、支払あるいは決済等の業務に連続5年以上従事し、3年以上連続黒字を計上し、直近3年の重大法規違反記録が無い。その他単一持株比率が10%を超過する出資者の純資産が2億人民元を下回らず、継続した収益能力、良好な信用を有し、直近3年の重大法規違反記録が無い。
- 3) 国家基準、産業基準に合致した銀行カード決済標準システムを有する。
- 4) 中国内に独立して銀行カード決済業務を完遂できるインフラと異地災害準備システムを有する。
- 5) 董事と高級管理人員が就業資格を取得する。
- 6) 内部コントロール、リスク防止、情報安全保障とアンチマネロン措置等のプルーデンス政策に相応しい条件を有する。

(2) 銀行カード決済機構の設立手順

銀行カード決済機構の設立申請は2段階になっており、「銀行カード決済業務許可証」を取得しなければ当該業務を行うことはできません。

【図表2: 銀行カード決済機構の設立手順】



(3) その他

銀行カード決済業務の展開において、自社所有あるいは出資者が所有する銀行カード決済のブランドを使用しなければならない、とも規定されています。これは、銀行カード決済ブランドの持つ意味が、銀行カード決済機構の商標というだけでなく、銀行カードおよびその取引が当該銀行カード決済機構が制定した決済基準と業務規則を遵守していることを示すためです。

3. 今後の影響

2014年末時点での中国の銀行カード発行枚数は49億3,600万枚、2014年の銀行カード決済件数は595億7,300万件、決済金額は449兆9,000億元に達し、銀行カードによる消費金額が社会消費財小売総額に占める割合は、2002年の4.7%から2014年には47.7%へと増加しています(人民銀行の記者問答より)。

今後、クロスボーダー決済しか扱うことのできなかつた外資カード会社による、中国国内決済への参入が行われれば、消費者の利便性はさらに向上すると思われます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p style="text-align: center;">国务院关于实施银行卡清算机构 准入管理的决定 国发〔2015〕22号</p> <p>各省、自治区、直辖市人民政府，国务院各 部委、各直属机构： 为完善我国银行卡清算服务的市场化机制， 防范清算风险，维护支付体系稳定，保护持 卡人合法权益，进一步促进银行卡清算市场 有序竞争和健康发展，现作出如下决定：</p> <p>一、对银行卡清算机构实施准入管理 在中华人民共和国境内从事银行卡清算业 务，应当向中国人民银行提出申请，经中国 人民银行征求中国银行业监督管理委员会同 意后予以批准，依法取得银行卡清算业务许 可证，成为专门从事银行卡清算业务的机构 （以下简称银行卡清算机构）。未依法取得银 行卡清算业务许可证的，不得从事银行卡清 算业务，本决定另有规定的除外。 本决定所称银行卡清算业务，是指通过制定 银行卡清算标准和规则，运营银行卡清算业 务系统，授权发行和受理本银行卡清算机构 品牌的银行卡，并为发卡机构和收单机构提 供其品牌银行卡的机构间交易处理服务，协 助完成资金结算的活动。 根据本决定，中国人民银行会同中国银行业 监督管理委员会制定行政许可条件、程序的 实施细则，以及相关审慎性监督管理措施， 依法向符合条件的申请人颁发银行卡清算业 务许可证，并按照分工实施监督管理，共同 防范银行卡清算业务系统性风险。</p> <p>二、申请成为银行卡清算机构应当符合的条 件和程序 （一）申请成为银行卡清算机构的，应当为</p>	<p style="text-align: center;">国務院の銀行カード決済機構参入管理を 実施することに関する決定 国発〔2015〕22号</p> <p>各省、自治区、直辖市人民政府、国務院各部委、各直属機 構： 中国銀行カード決済サービスの市場化体制を改善し、決済 リスクを防止し、支払体系の安定を保護し、カード所有者の 合法的權益を保護し、銀行カード決済市場の秩序ある競争 と健全な発展をさらに促進するために、ここに以下決定を提 出する：</p> <p>一、銀行カード決済機構に対する参入管理の実施 中華人民共和國域内で銀行カード決済業務に従事するの は、中国人民銀行へ申請を提出し、中国人民銀行が中国 銀行業監督管理委員会から同意を得た後に下った批准を 受け、法に則って銀行カード決済業務許可証を取得し、銀 行カード決済業務に専門的に従事する機構（以下略称、銀 行カード決済機構）でなければならない。法に則って銀行 カード決済業務許可証を取得していない場合、本決定が別 途規定する場合を除いて、銀行カード決済業務に従事して はならない。 本決定でいう銀行カード決済業務とは、銀行カード決済基 準と規則の制定を通じて、銀行カード決済業務システムを 運営し、当該銀行カード決済機構ブランドの銀行カードの 発行と受理を授權し、あわせてカードの発行機構と加盟店 にそのブランド銀行カードの機構間取引処理サービスを提 供し、協力して資金決済を完遂させる活動を指す。 本決定に基づき、中国人民銀行は中国銀行業監督管理委 員会と共同で行政許可条件、手続の実施細則、およびプ ルーデンス政策に相応しい関連監督管理措置を制定し、法 に則った条件に合致する申請人への銀行カード決済業務 許可証を発行し、あわせて監督管理を分担して行い、共同 で銀行カード決済業務のシステムリスクを防止する。</p> <p>二、銀行カード決済機構としての申請にあたり合致しなけれ ばならない条件と手続 （一）銀行カード決済機構として申請する場合、『中華人民</p>

依据《中华人民共和国公司法》设立的企业法人，并符合以下条件：

1. 具有不低于 10 亿元人民币的注册资本。
 2. 至少具有符合规定条件的持股 20% 以上的单一主要出资人，或者符合规定条件的合计持股 25% 以上的多个主要出资人，前述主要出资人申请前一年总资产不低于 20 亿元人民币或者净资产不低于 5 亿元人民币，且提出申请前应当连续从事银行、支付或者清算等业务 5 年以上，连续盈利 3 年以上，最近 3 年无重大违法违规记录；其他单一持股比例超过 10% 的出资人净资产不低于 2 亿元人民币，具有持续盈利能力、信誉良好，最近 3 年无重大违法违规记录。
 3. 有符合国家标准、行业标准的银行卡清算标准体系。
 4. 在中华人民共和国境内具备符合规定要求、能够独立完成银行卡清算业务的基础设施和异地灾备系统。
 5. 董事和高级管理人员应当取得中国人民银行征求中国银行业监督管理委员会同意后核准的任职资格。
 6. 具备符合规定的内部控制、风险防范、信息安全保障和反洗钱措施等其他审慎性条件。
- 银行业金融机构申请发起设立或者投资于银行卡清算机构的，应当依法报经中国银行业监督管理委员会批准。

（二）申请成为银行卡清算机构的，应当按规定向中国人民银行提出筹备申请，中国人民银行在征求中国银行业监督管理委员会同意后，自受理之日起 90 日内作出批准或者不予批准筹备的决定。申请人应当自获准筹备之日起 1 年内完成筹备工作，筹备期间不得从事银行卡清算业务。

筹备工作完成后，申请人具备许可条件的，可以向中国人民银行提出开业申请。中国人民银行在征求中国银行业监督管理委员会同意后，自受理之日起 90 日内作出批准或者不

共和国会社法』に基づき設立した企業法人であり、あわせて以下条件に合致しなければならない：

1. 10 億人民元を下回らない登録資本を有する。
2. 少なくとも規定条件に合致する持株 20% 以上の単一主要出資者、あるいは規定条件に合致する合計持株 25% 以上の複数の主要出資者を有し、前述した主要出資者の申請前 1 年の総資産が 20 億人民元を下回らないあるいは純資産が 5 億人民元を下回らない、かつ申請提出前に銀行、支払あるいは決済等の業務に連続 5 年以上従事し、3 年以上連続黒字を計上し、直近 3 年の重大法規違反記録が無い；その他単一持株比率が 10% を超過する出資者の純資産が 2 億人民元を下回らず、継続した収益能力、良好な信用を有し、直近 3 年の重大法規違反記録が無い。
3. 国家基準、産業基準に合致した銀行カード決済標準システムを有する。
4. 中華人民共和国域内において法定要求に合致し、独立して銀行カード決済業務を完遂できるインフラと異地災害準備システムを有する。
5. 董事と高級管理人員は中国人民銀行が中国銀行業監督管理委員会から同意を得た後に批准した就業資格を取得しなければならない。
6. 規定に合致する内部コントロール、リスク防止、情報安全保障とアンチマネロン措置等のプルーデンス政策に相応しい条件を有する。

銀行業金融機構が設立発起を申請するあるいは銀行カード決済機構に投資する場合、法に則って中国銀行業監督管理委員会の批准を経て申請しなければならない。

（二）銀行カード決済機構として申請する場合、規定に基づき中国人民银行へ設立準備申請を提出し、中国人民银行が中国銀行業監督管理委員会から同意を得た後、受理した日から 90 日以内に設立準備を批准するかあるいは批准しないかの決定を行わなければならない。申請人は設立準備の批准を獲得した日から 1 年以内に設立準備業務を完了し、準備期間中は銀行カード決済業務に従事してはならない。

設立準備業務完了後、申請人が許可条件を具備していれば、中国人民银行へ開業申請を提出することができる。中国人民银行が中国銀行業監督管理委員会から同意を得た

予批准开业的决定。决定批准的，中国人民银行在征求中国银行业监督管理委员会同意后，颁发银行卡清算业务许可证。

申请人应当在取得银行卡清算业务许可证之日起6个月内，正式开办银行卡清算业务。

(三) 银行卡清算机构设立分支机构、分立或者合并，变更名称、注册资本、单一持股比例超过10%的出资人、银行卡清算品牌，更换董事和高级管理人员，终止部分或者全部银行卡清算业务及解散的，应当向中国人民银行提出申请。中国人民银行在征求中国银行业监督管理委员会同意后，自受理之日起90日内作出批准或者不予批准的决定。

三、对银行卡清算机构的业务管理要求

(一) 银行卡清算机构开展银行卡清算业务，应当使用其自有的或者出资人所有的银行卡清算品牌。

(二) 银行卡清算机构不得限制发卡机构和收单机构与其他银行卡清算机构开展合作。

(三) 银行卡清算机构应当确保银行卡清算业务基础设施安全、高效和稳定，确保交易数据完整、真实；应当通过境内银行卡清算业务基础设施处理与境内发卡机构或者收单机构之间的业务，并在境内完成资金结算。

(四) 银行卡清算机构应当对从银行卡清算业务中获取的信息予以保密，除法律法规另有规定外，未经当事人授权不得对外提供。在中国境内收集的有关个人金融信息的储存、处理和分析应当在中国境内进行，为处理银行卡跨境交易且经当事人授权的除外。

後、受理した日から90日以内に開業を批准するか否かの決定を出す。批准が決定した場合、中国人民銀行は中国銀行業監督管理委員会から同意を得た後、銀行カード決済業務許可証を発行する。

申請人は銀行カード決済業務許可証を取得した日から6ヶ月以内に、銀行カード決済業務を正式に開始しなければならない。

(三) 銀行カード決済機構の分支機構設立、分割あるいは合併、名称、登録資本、単一持株比率10%を超過する出資者、銀行カード決済ブランドの変更、董事と高級管理人員の交代、銀行カード決済業務の一部あるいは全部の終了および解散となる場合、中国人民銀行へ申請を提出しなければならない。中国人民銀行は中国銀行業監督管理委員会から同意を得た後、受理した日から90日以内に批准するかあるいは批准しないかの決定を出す。

三、銀行カード決済機構の業務に対する管理要求

(一) 銀行カード決済機構が銀行カード決済業務を展開する場合、自社所有のあるいは出資者が所有する銀行カード決済ブランドを使用しなければならない。

(二) 銀行カード決済機構はカードの発行機構と加盟店のその他銀行カード決済機構との提携を制限してはならない。

(三) 銀行カード決済機構は銀行カード決済業務インフラの安全、高効率と安定を確保し、取引データの完全性、真実性を確保しなければならない。域内銀行カード決済業務インフラを通じて域内のカード発行機構あるいはカード加盟店との間の業務を処理し、あわせて域内で資金決済を完遂させなければならない。

(四) 銀行カード決済機構は銀行カード決済業務から得た秘密を保持しなければならない、法律法規が別途規定する場合を除き、当事者の授權を経ずに对外提供してはならない。銀行がカードクロスボーダー取引を処理しかつ当事者が授權している場合を除き、中国域内で収集した関連個人金融情報の保存、処理と分析は中国域内で行わなければならない。

<p>四、对外资银行卡清算机构的管理规定</p> <p>(一) 境外机构为中华人民共和国境内主体提供银行卡清算服务的, 应当依法在中华人民共和国境内设立外商投资企业, 并根据本决定规定的条件和程序取得银行卡清算业务许可证; 仅为跨境交易提供外币的银行卡清算服务的, 原则上无需在境内设立银行卡清算机构, 但应当就业务开展情况向中国人民银行和中国银行业监督管理委员会报告, 并遵循相关业务管理要求。</p> <p>(二) 外国投资者并购银行卡清算机构的, 应当按照相关规定进行外资并购安全审查。</p> <p>五、其他规定</p> <p>本决定施行前已经在中华人民共和国境内从事银行卡清算业务的机构, 应当自本决定施行之日起1年内, 依照本决定的规定申请银行卡清算业务许可证或者向中国人民银行和中国银行业监督管理委员会报告业务开展情况。逾期未申请银行卡清算业务许可证的, 不得继续从事银行卡清算业务; 逾期未报告业务开展情况的, 由中国人民银行责令限期改正。</p> <p>本决定自2015年6月1日起施行。</p> <p style="text-align: right;">国务院 2015年4月</p>	<p>四、外資銀行カード決済機構に対する管理規定</p> <p>(一) 域外機構が中華人民共和国域内主体として銀行カード決済サービスを提供する場合、法に則って中華人民共和国域内で外商投資企業を設立し、あわせて本決定が規定する条件と手続に基づき銀行カード決済業務許可証を取得しなければならない。外貨クロスボーダー取引のみを提供する銀行カード決済サービスの場合、原則域内で銀行カード決済機構を設立する必要は無いが、業務の展開状況を中国人民銀行と中国銀行業監督管理委員会へ報告し、あわせて業務関連の管理要求を遵守しなければならない。</p> <p>(二) 外国投資者が銀行カード決済機構を買収する場合、関連規定に基づいて外資買収安全審査を実施しなければならない。</p> <p>五、その他規定</p> <p>本決定施行前に既に中華人民共和国域内で銀行カード決済業務に従事していた機構は、本決定施行日から1年以内に、本決定の規定に照らして銀行カード決済業務許可証を申請あるいは中国人民銀行と中国銀行業監督管理委員会へ業務展開状況を報告しなければならない。期限を超過しても銀行カード決済業務許可証を申請していない場合、継続して銀行カード決済業務に従事してはならない。期限を超過して業務展開状況を報告していない場合、中国人民銀行が期限付きで是正を命じる。</p> <p>本決定は2015年6月1日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">國務院 2015年4月</p>
---	---

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国）トランザクションバンキング部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考にとどめ、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続き等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室
 上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亜大厦 22 階 照会先：山脇佳奈 TEL021-6888-1666 ext.4259